

平成十九年十一月三十日受領
答弁第二四九号

内閣衆質一六八第二四九号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する再質問に対する答

弁書

一から三までについて

平成九年を期限とする在日米国大使館敷地に係る賃貸借契約に代わる新たな変更契約については、現時点で合意に達しておらず、平成十年分以降の貸付料については支払われてはいない。現在、その合意に向けて、米国と鋭意交渉中であり、交渉への影響にかんがみ、交渉中の事項の詳細を明らかにすることは差し控えたい。

なお、米国に対する大使館敷地の平成十年分以降の貸付料債権については、納入告知書を送付している。さらに、本年十二月に平成十年分の貸付料債権の消滅時効期限が到来するため、時効を中断するための措置を検討しているところである。